

令和 8 年度 『安全・適正就業強化月間実施要領』

公益社団法人 諫早市シルバー人材センター

1 活動の目的

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和8年4月1日現在、約1億2,286万人と前年に比べ54万人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業の重要性とシルバー人材センターに対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中、**全国における令和7年度の重篤事故の件数は、前年度から8件増加し、過去5年間で最も多い44件となった。**就業中の事故は35件で前年度から13件増加した一方、就業途上の事故は9件で前年度より5件の減少となった。

また、1ヶ月以上6ヶ月未満の入院を要した事故は、前年度より39件少ない233件で、そのうち就業中の事故は168件で26件の減少、途上の事故は65件で13件の減少である。

就業中の重篤事故が大幅に増加し、死亡事故が過去5年間で最多の23件になるなど、極めて深刻な状況にある。

特に、**剪定・除草作業における墜落・転落事故が例年と同様に多数を占めており、同種の事故が繰り返されている実態は極めて憂慮すべきものである。**

これまでも注意喚起や周知を行ってきたところであるが、保護帽・安全帯の未着用による重篤事故が依然として後を絶たず、就業上のルールやモラルを含む安全対策の一層の徹底が求められる。

毎年、巡回パトロールや安全講習会などの安全対策を実施しているにもかかわらず、事故件数は減少に至らず、むしろ増加している状況にあることから、各シルバー人材センターにおいて、会員並びに役職員が安全就業の推進に改めて認識を共有し、事故の未然防止及び再発防止に向けた取組を一層強化することが大事である。

シルバー事業は、発足時からの理念である「自主・自立、共働・共助」を踏まえつつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に規定する各種業務を展開しているが、会員の就業ニーズの多様化や地域において人手を必要とする分野の多様化、さらには近年の人手不足基調等もあり会員の就業の場は年々広がりを見せている。

こうした中で、センターは、適正な形態による就業機会の提供、各種業法の遵守、適正な料金、配分金、賃金等の設定、民業圧迫への配慮など、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を徹底する必要がある。

言うまでもなく、**国の補助金を受けて事業を行っている機関として、また、公益法人の立場からも、労働法制をはじめ各種法令の遵守は当**

然の事であり、会員の就業に関して行政から指摘・指導を受けるような事態は直ちに解消しなければならない。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、**7月を「安全・適正就業強化月間」**と定め、安全・適正就業について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の一層の展開を図ることとする。

2 安全・適正就業強化月間

令和 8 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 7 月 31 日 まで

3 安全就業スローガン

(令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間使用します)

全国統一安全就業スローガン

『 **声掛けは 仲間を守る いのち綱** 』

(埼玉県 鳩山町シルバー人材センター会員作品)

長崎県安全就業スローガン

『 **事故ゼロは 互いの声かけ 心がけ** 』

(長崎県内のシルバー人材センター会員作品)

4 取り組む事項

全ての会員、役職員が、組織全体の問題として、事故の撲滅と受注及び就業形態の適性を図る事を目的として、以下の事項に取り組む

(1) 安全対策委員会の開催

(2) 重篤事故に繋がる恐れのある就業の徹底事項

①危険・有害な作業の受注回避など安全就業推進員による重篤事故防止のため、新規及び既存発注等を事前に現地調査を実施する

②**危険・有害な作業(高さ 2 m 以上の高所作業・チェーン一伐木等)は、原則受注しない**

③脚立等を使用する作業は極力避け、地上作業または安全な作業床の確保を検討する

- (3) 安全対策委員会で、過去発生した事故を事例に事故の要因分析と具体的な防止策を協議
- (4) 安全対策委員による現場パトローの実施
- (5) 安全就業推進員の抜き打ちによる現場パトロールの実施
- (6) 全ての会員に対し安全への意識啓発のための、「安全だより」を発行し、周知する
- (7) 就業現場において、会員は転倒・転落防止のため以下に掲げる安全対策の実行
 - ①移動時の、転倒防止のため足元確認
 - ②剪定作業における、脚立の設置方法の再確認
 - ③剪定作業における、脚立の昇り降りの足元確認
 - ④草刈り作業における、斜面での作業
 - ⑤屋内、屋外清掃作業における段差や階段等での足元確認
- (8) 草刈り(機械刈り)作業時における、飛散(賠償)事故防止のため以下に掲げる安全対策の実行
 - ①草刈り作業時に於いては、石等の飛散を防ぐため地面からの刈高を意識して作業
 - ②仲間で声を掛け合い、ブルーシート等を活用し、石等の飛散防止を徹底
 - ③駐車車両の移動など事前に飛散事故防止の徹底
 - ④草刈り作業前に、草の中に潜んでいる石や危険物等を取り除く
- (9) 安全保護具の完全着用の徹底
保護帽、安全帯、安全チョッキ等の安全保護具を未着装のもとで就業を発見した時は、事故の有無に拘わらず未着用者にはその場で着用させるなどの指導を徹底する
- (10) 職群班毎にヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因を分析した対策を講じた事故の防止を話し合うなど事故防止の徹底を図る

5 熱中症防止への取り組み

センターは、センターと会員、会員と発注者との間に雇用関係が無いため、今年6月からの改正労働安全衛生規則については適用されないが、就業する以上、その就業形態の如何にかかわらず、熱中症のリスクを伴うことから以下の事項に取り組む

- (1) 健康への備え
就業現場において会員同士お互い日々の健康チェックや安全就業推進員による現場巡回時に健康診断受診への積極的な奨励などの健康増進策を図る

(2) 熱中症への対策

- ①安全就業推進員による現場巡回を実施し、熱中症予防及び発生時の現場での対応について周知する
- ②気温の高い日が続くこれからの時期に備え、会員一人ひとりに対して熱中症予防の啓発・注意喚起を行う
- ③熱中症が疑われる症状がみられる会員が発生した場合は、命にかかわる重大事と認識し、直ぐに作業を中止し、会員同士連携をしながら応急処置に取り掛かり、事務局への連絡、救急車の要請
- ④日頃より会員同士の役割分担を決めておく等、緊急連絡先を把握しておくなど発生時の対策に万全を期する
- ⑤会員同士お互いの緊急連絡先の把握
- ⑥就業現場では、お互いが見える範囲で声を掛け合う
- ⑦就業前後は、全員でミーティングを行いお互いが顔を見ながら健康確認を行う

6 損害賠償責任保険事故の防止

全国各地で損害賠償責任保険事故が多発しており、保険財政が破綻寸前となっています

我がセンターに於いても、**草刈作業時の「石」の飛散による「損害賠償事故」が多発しているため、作業時はブルーシートなどを利用した飛散防止の徹底など、その防止対策を講じるなど安全対策に努める**

7 就業途上における交通事故の防止

- (1) 高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる交通事故が多発している現在、自動車運転には一人ひとりが安全運転に心掛け、交通ルールやマナーを守り、交通事故を起こさない（加害者）・遭わない（被害者）よう事故防止に努め、出来るだけ夜間や雨天時の運転は避ける
- (2) 自動車保険（任意保険）の加入促進
交通事故（特に、人身事故）に伴う賠償が高額になっています。自動車に限らず原付バイクをお持ちであれば、原付バイクへの任意保険にも加入
- (3) 自転車についても道路交通法が改正され、罰則が設けられました。道路交通法をよく理解し交通ルールの遵守及び加入している任意保険にサイクル保険等の特約加入への促進

8 安全就業対策の総点検の実施

- (1) 就業前・後のミーティングや安全意識等の徹底
- (2) 就業前の柔軟体操等の実施
- (3) 慣れた就業先であっても就業現場の総点検の実施
- (4) 交通安全の法令順守
- (5) 使用する機械器具の総点検の実施

9 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施

- (1) 適正就業ガイドラインの周知
- (2) 受注内容・就業実態の点検等適正就業に向けた改善
- (3) 契約書等の適正な締結
 - (例 請負契約に沿った適正な用語の使用、警備業務等の業務と解される用語の禁止、契約金額の総額表示、仕事内容の具体的記載等)
- (4) 会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、派遣契約への切り替え若しくは職業紹介の実施による雇用